

「中央公園第二期整備計画推進会議」の情報公開について（案）

中央公園第二期整備計画推進会議（以下「推進会議」という。）要綱第6条に基づき情報公開の方法を下記のとおり定める。

記

(1) 推進会議の公開

- ・原則公開とする。
- ・公開することにより、公正又は円滑な推進会議の運営が阻害され、推進会議の目的が達成できなくなると認められる可能性がある場合、推進会議において公開、非公開を決定する。

(2) 会議録の公開

- ・構成員名なしの要約表記とし、原則公開する。
- ・公開にあたっては、会議録が作成された段階で各構成員から確認をとる。

(3) 推進会議資料の公開

- ・原則公開とする。
- ・構成員名簿については、名前、所属、役職は公開する。
- ・公開することにより、推進会議の目的達成に支障が出るおそれのある場合は、推進会議において公開、非公開を決定する。

(4) 公開方法について

- ・推進会議の開催案内については、豊田市ホームページへの掲載や記者クラブへの情報提供により行う。
- ・推進会議の結果については、豊田市都市整備部公園緑地整備課で閲覧できるようにするほか、豊田市ホームページにおいて掲載する。ただし、個人のプライバシーに関する事項等、公開することにより支障が出るおそれのある場合は、推進会議の判断により、その部分を非公開とする。